

京都市交通局管理規程第3号

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年6月25日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条を次のように改める。

(保証人)

第13条 行政財産を使用する者は、保証人を立てなければならない。ただし、管理者が必要ないと認めるとき、又は確実な担保を提供したときは、この限りでない。

2 前項の保証人は、次の各号に掲げる資格を有し、かつ、管理者が適当と認めた者でなければならない

(1) 本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所（法人にあっては、主たる事務所）を有すること。

(2) 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

第14条を次のように改める。

(使用資格変更の届出義務)

第14条 行政財産の使用人は、次の各号の一に該当するときは、理由の生じた日から10日以内に使用資格変更届出書（第6号様式）により届け出なければならない。

(1) 使用人又は保証人が氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の

所在地)を変更したとき。

(2) 使用人の地位について、相続又は合併等による包括継承その他の変動が生じたとき。

(3) 使用物件の使用目的を変更したとき。

(4) 保証人を変更しようとするとき。

第20条を次のように改める。

(貸付期間等)

第20条 行政財産の貸付期間は、次のとおりとする。ただし、管理者が公益上必要があると認めるときは、これらの期間を超えることができる。

(1) 土地

ア 建物の所有を目的とするとき。

(ア) 借地借家法第22条の規定の適用を受けるとき。50年以上60年以内

(イ) (ア) 以外のとき。30年以内

イ ア以外のとき。5年以内

(2) 建物及び工作物 10年以内

2 前項(同項第1号ア(ア)を除く)の期間の更新については、第9条第2項の規定を準用する。

第21条中「行政財産の貸付の」を「行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する」に改める。

第22条を次のように改める。

(貸付期間等)

第22条 普通財産の貸付期間は、次のとおりとする。ただし、管理者が公益上必要があると認めるときは、これらの期間を超えることができる。

(1) 土地

ア 建物の所有を目的とするとき。

(ア) 借地借家法第22条の規定の適用を受けるとき。50年以上60年以内

(イ) (ア) 以外るとき。30年以内

イ ア以外るとき。5年以内

(2) 建物及び工作物 10年以内

(3) その他の財産 5年以内

第3号様式（第10条関係）を次のように改める。

第3号様式（第10条関係）

市 有 財 産 使 用 許 可 申 請 書

(あて先) 京都市公営企業管理者 交通局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話（ ） — ⑩

京都市交通局公有財産及び物品管理規程第10条第1項の規定により市有財産の使用の許可を申請します。	
名 称	
所 在 地	
種 別	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 (該当種別にシ印を記入してください)
数 量	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使 用 目 的	
保証人 予定者	住 所
	氏 名

注 この申請書には、使用の許可を申請する市有財産の箇所及び使用の態様を明示した
図面を添付してください。

第5条様式（第12条関係）を次のように改める。

第5条様式（12条関係）削除

第6条様式（第14条関係）を次のように改める。

第6号様式（第14条関係）

使用資格変更届出書

(あて先) 京都市公営企業管理者 交通局長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 () - ⑩

京都市交通局公有財産及び物品管理規程第14条の規定により届け出ます。		
使用許可財産	許可書	年 月 日付 第 号 による許可
	名称	
	所在地	
届出理由		<input type="checkbox"/> 使用許可を受けた者の氏名, 住所等の変更 <input type="checkbox"/> 保証人の氏名, 住所等の変更 年 月 日 <input type="checkbox"/> 使用許可を受けた者の地位の変動 <input type="checkbox"/> 使用目的の変更 <input type="checkbox"/> 保証人の変更
届出事項	変更前	
	変更後	
添付書類		

注1 該当する□には、✓印を記入してください。

2 この届出書には、住民票の写し、法人登記事項証明書等の書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成22年4月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(交通局企画総務部財務課)